

○財務省告示第百三十九号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成三十年度の初日から平成三十年四月三十日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用麦を含む項にあっては、同年度の初日から同月三十日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成三十年五月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

一 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成三十年度の初日から平成三十年四月三十日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名

輸入数量

一五	一四の二	一四	一三	一二	一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一
二九トン	一三、一九七トン	一一三、八七三トン	三九八、一九八トン	一、三五九トン	九三一トン	一一八トン	三七七トン	二九六トン	一トン	二トン	九トン	九八一トン	○トン	四トン	○トン

二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二〇	一九	一八	一七	一六	二〇〇トン
〇トン	〇トン	一トン	八トン	〇トン	一トン	一八トン	三〇トン	七〇一トン	一〇四トン	〇トン	二、九六一トン		

二 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成三十年度の初日から平成三十年四月三十日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から

同年度の初日から同月三十日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名		輸入数量
一四	一三	
		三九八、一九八トン
		三三、九九二トン